

平成27年11月30日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7 議案第44号	弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第8 議案第45号	弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第46号	弥富市税条例の一部改正について
日程第10 議案第47号	弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第48号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第12 議案第49号	弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第13 議案第50号	弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第14 議案第51号	弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第15 議案第52号	弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第16 議案第53号	弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第17 議案第54号	弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第18 議案第55号	弥富市介護保険条例の一部改正について
日程第19 議案第56号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第20 議案第57号	平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
日程第21 議案第58号	平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成27年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月21日までの22日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの22日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、弥富市長から弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第4、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第5、諮問第1号を議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は諮問2件でございます。まず諮問第1号の概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、大谷美成子氏が平成28年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市四郎兵衛一丁目97番地、大谷美成子氏を引き続き任命したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものがあります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより諮問第1号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君）　続きまして、日程第6、諮問第2号を議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君）　続きまして、諮問第2号の概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平野洋子氏が平成27年12月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市中山町分水75番地1、平野洋子氏を引き続き任命したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君）　これより諮問第2号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君）　異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君）　討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第2号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君）　異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7　議案第44号　弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第8　議案第45号　弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第46号 弥富市税条例の一部改正について

日程第10 議案第47号 弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第48号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第12 議案第49号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第50号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第51号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第52号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第53号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第54号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第55号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第19 議案第56号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第57号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第21 議案第58号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第44号から日程第21、議案第58号まで、以上15件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案7件、法定議決議案6件、予算関係議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第44号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第45号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正につきましては、保管した放置自転車等を有効活用するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第50号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第51号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第52号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について、及び議案第53号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第54号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者となる団体の選定を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号弥富市介護保険条例の一部改正、議案第56号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、障害者自立支援事業等の扶助費、小中学校修繕等工事請負費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第58号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、5,282万7,000円の増額を計上するものであります。

以上が提案をする議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第44号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

1. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給要件に該当する者として認定されている者に対して障害の種類及び程度に応じて支給する手当（以下「特別障害者手当等」という）の支給に関する事務であって規則で定めるものにおいて個人

番号を独自利用するものでございます。

２．特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という）別表第２の第２欄に掲げる事務において同一機関内の複数の事務間で特定個人情報を利用（庁内連携）するものでございます。

３．他の条例等の規定により書面の提出が義務づけられている場合において、庁内連携により当該書面と同一の内容の情報を照会できるときは、当該書面の提出があったものとみなすものでございます。

４．この条例は、平成28年１月１日から施行するものでございます。ただし、第４条第２項ただし書き及び第３項ただし書きの規定は、法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

次に、議案第45号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

７枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

１．被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という）の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われたことに準じ、次のとおり必要な改正を行うものでございます。

(1)一元化法附則第41条第１項及び第65条第１項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金（追加費用対象期間のある共済年金）については、厚生年金として調整の対象とするものでございます。

(2)その他必要な規定の整備を行うものでございます。

２．この条例は、公布の日から施行し、改正後の弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成27年10月１日から適用するものでございます。

次に、議案第46号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

１．地方税法の一部改正により条例で定めることとされた徴収の猶予制度及び換価の猶予制度に係る事項について、次のとおり規定の整備を行うものでございます。

(1)猶予をする場合には、当該猶予をする金額を当該猶予をする期間内において、当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、

または納入させるものでございます。

(2) 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合、猶予を受けようとする期間が3月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合については、担保の徴取を不要とするものでございます。

(3) 徴収の猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びにこれらの書類の補正期間、職権による換価の猶予に係る提出書類並びに申請による換価の猶予に係る申請期限について、定めるものでございます。

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、納税義務者が提出する申請書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加するものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。ただし、一部については、公布の日または同年1月1日から施行するものでございます。

次に、議案第47号弥富市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、改正文、その後の新旧対照表をごらんください。

第13条第1項中「公示」を「告示」に改め、同条第2項中「公示の日から規則で定める期間」を「告示の日から起算して6月」に、「当該自転車等を」を「保管した自転車等を」に、「廃棄等」を「売却、廃棄等」に改めるものでございます。

今までの条例では、廃棄のみで売却ができなかったため、売却できるよう改正するものでありまして、同時に、現行の条例には「公示」と「告示」が混在しているので、「告示」で統一するものでございます。

次に、議案第48号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明申し上げます。

こちらの議案第48号につきましては、先ほど御説明させていただきました議案第45号弥富市議会の議員のところの改正文とよく似ておりますが、一部違っておりますので、御説明をさせていただきます。

1. 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という）の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が行われたことに準じ、次のとおり必要な改正を行うものでございます。

(1)一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金（追加費用対象期間のある共済年金）については、厚生年金として調整の対象とするものでございます。

(2)第18条の2に規定する公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いるものでございます。

(3)その他必要な規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、公布の日から施行し、改正後の弥富市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成27年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第49号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この指定を行うのは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものでございます。

なお、議案第50号から第54号までも同様でございます。

第49号について、施設の名称、弥富市障害者生きがいセンター。指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出するのは、弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するために必要であるからでございます。

1枚めくっていただきまして、議案第50号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称、弥富市十四山障害者生きがいセンター。指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出するのは、弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するために必要であるからです。

1枚めくっていただきまして、議案第51号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、弥富市高齢者生きがいセンター。指定管理者となる団体は、弥富市鯛浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

この案を提出するのは、弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定をするために

必要であるからです。

1 枚めくっていただきまして、議案第52号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称といたしまして、弥富市十四山高齢者生きがいセンター。指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出するのは、弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者を指定するために必要であるからでございます。

1 枚めくっていただきまして、議案第53号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称、弥富市デイサービスセンター。指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会、これは輪中の郷でございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

この案を提出するのは、弥富市デイサービスセンターの指定管理者を指定するために必要であるからでございます。

1 枚めくっていただきまして、議案第54号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

施設の名称は、弥富市南デイサービスセンター。指定管理者となる団体は、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

この案を提出するのは、弥富市南デイサービスセンターの指定管理者を指定するために必要であるからです。

続きまして、議案第55号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い必要があるからでございます。

2 枚めくっていただきたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分をごらんください。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、次のページの同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

続きまして、議案第56号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い必要であるからでございます。

2枚めくっていただきたいと思います。

新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分をごらんください。

第23条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものでございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 議案第57号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,518万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億5,884万8,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、国庫負担金の生活保護費負担金4,500万円、障害者自立支援給付費負担金3,935万円、財政調整基金繰入金8,342万6,000円を増額計上するものであります。

次に、歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費7,736万6,000円、保育所管理運営事業の臨時職員賃金、保育士でございますが、2,500万円、生活保護事業の医療扶助費6,000万円、教育費におきましては、小学校管理運営事業の小学校修繕等工事請負費1,080万円であります。

次に、議案第58号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、介護施設等整備事業費補助金等を計上し、歳入歳出予算の総額を27億9,490万7,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案15件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案15件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会

とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子

